

産業廃棄物処理計画書

2025年4月25日

広島市長

提出者

住所 広島市中区光南五丁目3番19号

氏名 株式会社 まるせ

代表取締役 百武 博之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-244-0106

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 まるせ 佐東工場
事業場の所在地	広島市安佐南区八木一丁目1番1号
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	生コンクリート製造業
②事業の規模	販売高 1,095,000,000円 前年度売り上げ
③従業員数	10人

④産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(2024 年度) 実績量
計画:今年度(2025 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	1041.6	1000									1041.6	1000			1041.6	1000				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	21	50									21	50			21	50				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2590	3000									2590	3000			2590	3000				
鋸さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	3652.6	4050	0	0	0	0	0	0	0	0	3652.6	4050	0	0	3652.6	4050	0	0	0	0

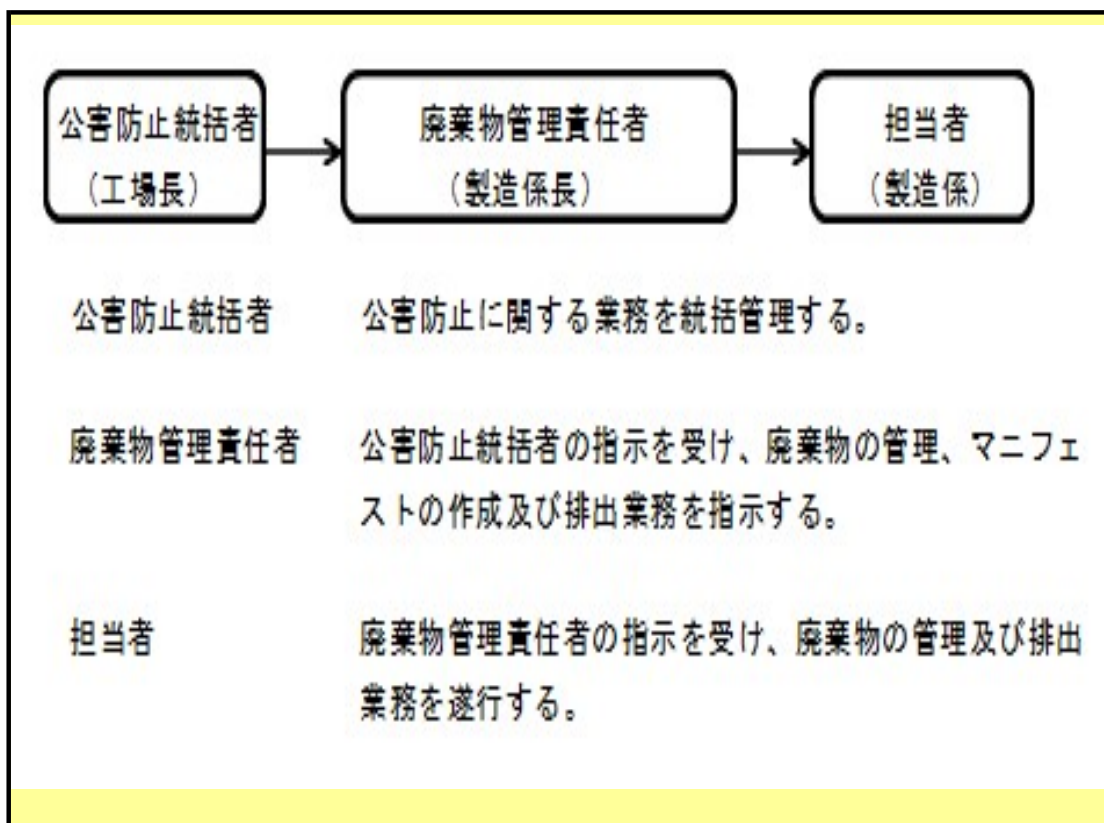
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・生コン購入者への戻りコンクリート削減の依頼 ・重量ブロックの作製 ・スラッジ水利用の促進
②計画 (今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・生コン購入者への戻りコンクリート削減の依頼 ・重量ブロックの作製 ・スラッジ水利用の促進

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、 現地確認により契約及び契約更新を実施している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、 現地確認により契約及び契約更新を実施している。